

被災地復興支援活動事業 ガイドライン

会員間で、被災地で必要とされているヨガなどによる被災地復興支援活動をする場合のガイドラインです。

■被災地復興支援活動事業の定義

国内の被災地においてヨガ等の活動を行います。活動内容は、状況に合ったものとします。(ヨガの指導のみならず、生活支援、社協などで受付をしている活動など含む。)

■企画立案

会員は当法人の名称を使用して活動をする場合、必ず事前に事務局へ事業活動企画提案書を提出をしてください。

■企画運営費

活動にあたり、以下の経費を必要とする場合、事前に収支予算を提出し、理事会の承認を得てください。

活動会員日当、活動会員交通費、会場費

詳細は会計ガイドラインを参照してください。

■企画運営のサポート

企画の立案から、運営の仕方など、過去に他地域などで行われたものなどの資料があります。困ったら理事会へいつでもご相談ください。また当法人の紹介として、パンフレット、賛助会員や寄付のお願いの文書などを準備しています。

■実施時の注意点

1. 小さなお子様や高齢者の方が参加する場合、十分に留意して指導することは承知の上かと思いますが、安全に活動する為に、社会福祉協議会などの行事保険や傷害保険、スポーツ保険の加入を奨励します。加入方法について、ご相談に応じます。
2. 報告の際に写真の提出をお願いしています。開始前に参加者へ写真撮影の許可をとることをお忘れなく。インターネットに掲載の際には、お顔が分からないように加工します。
3. 現地での活動の場合はボランティア保険に加入してください。その他、ボランティア時のルールに十分留意してください。

■活動終了後

活動終了後は活動毎に事業活動報告書をすみやかに提出をお願いします。また可能な場合、写真のデータをお送りください。

■経費の精算

活動終了後、個人ごとに経費精算書を提出し精算しますようお願いします。領収書は用紙に貼付してください。

■活動会員日当、活動会員交通費

遠方への活動の場合、日当を支給します。その金額については理事会にて決定します。また、交通費については実費を支給します。ただし、活動先より金銭の補助がある場合、いずれか一方または差額を支給します。

■自家用車の利用

自宅より会場まで公共の交通機関がない場合などは自家用車での移動を認めます。ただし以下の条件をご了承ください。

- ・任意保険（以下、自動車保険）に加入すること
- ・万が一事故等があった際は会員の自己負担にて対応すること(法人は自家用車での移動による事故には関与しません)

■交通費の算出方法

公共の交通機関の場合は実費、自家用車使用の場合は距離数に応じて支給します。

25km までは 500 円、50km までは 1000 円、以降 50km 毎に 500 円ずつ加算とします。

EX.100km なら 1500 円。150km なら 2000 円

(雑則)

この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

この規程の改正は理事会にて行う。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より実施します。

2018/8/24 改

2023/7/29 改